

有識者会議における検討の方向性に関する事項（たたき台案）

※ 本案は、今後の検討のために、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）（以下「推進法」という。）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月閣議決定）等に基づき、これまでの文化審議会国語分科会報告（令和 2 年 3 月）、協力者会議報告（令和 3 年 8 月）などで議論されてきた内容等を踏まえ作成したもの。

1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について

- (1) 制度創設の背景・経緯
 - ・現状・課題を含めた背景・経緯
- (2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性
 - ① 日本語教育機関の認定制度の在り方
 - ② 認定を受けた日本語教育機関における教員の資格の在り方

2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

- (1) 認定の基準
 - ① 基本的な考え方
 - ② 認定基準等の基本的な構造
 - ・総則等
 - ・教育課程に関する評価
 - ・人的・物的な体制の評価 など
 - ③ 具体的な審査基準等の方向性
 - ④ 「就労」「生活」類型への対応の方向性
- (2) 認定の手続等
- (3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）
 - ① 基本的な考え方
 - ② 具体的な公表項目等
- (4) 認定を受けた日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）
 - ① 基本的な考え方
 - ② 具体的な評価項目
- (5) 認定基準に関する経過措置

★主に、今回の会議で御議論いただきたい論点は、

3. 日本語教師の資格に関すること

- (1) 筆記試験
 - (2) 教育実習の実施機関
 - (3) 指定日本語教師養成機関
 - (4) 日本語教員の登録に関する経過措置
- ※前回の議論から継続して御議論いただく予定

3. 日本語教師の国家資格に関すること

- (1) 筆記試験
 - 筆記試験の内容（令和 3 年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
 - 筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲
- (2) 教育実習の実施機関
 - 教育実習の内容（令和 3 年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
 - 教育実習の免除の対象者
- (3) 指定日本語教師養成機関
 - 具体的な指定基準
 - 養成課程の内容等
- (4) 日本語教員の登録に関する経過措置

4 その他検討事項

※ 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（以下本会議）で方向性について示した後、①日本語教育機関認定基準、②指定日本語教師養成機関基準等を文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を予定

有識者会議における検討の方向性（たたき台案）

1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について

（1）制度創設の背景・経緯

（背景・経緯）

- 近年、我が国に在留する外国人の数は急激に増加しており（令和4年6月末で約296万人）、これに伴い日本語学習者及び日本語教育機関も増加し続けている（令和元年で学習者は約28万人、機関は約2,500）。留学生の増加とともに、出入国管理及び難民認定法改正による在留資格の整備（平成2年）、技能実習制度の創設（平成29年）や特定技能制度の創設（平成31年）等による外国人労働者やビジネス関係の外国人等の増加に伴い、日本語学習者の増加のみならず日本語学習のニーズの多様化が進んでいる。コロナ禍において一時的に学習者数の減少はみられるが、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込みである。
- そうした外国人の中には、我が国において生活するために必要な日本語能力が十分でない者も多く存在し、こうした外国人は日常生活、社会生活を円滑に営むことができないため、社会的に疎外されているとの指摘もある。外国人を我が国の社会に包摂し、共生社会を実現する観点から、我が国において生活するために必要な日本語能力を身に付けられる環境の整備が必要となっている。
- 日本語教育機関も急速に増加し、留学生や生活者などのニーズを踏まえた特色ある教育活動も見られる一方で、国内における日本語教育機関における日本語教育の質に関する共通の指標が存在せず、学習者、外国人を雇用する企業や経済団体、生活者として受け入れている地方自治体等では、日本語教育の水準を確認することが困難な状況が指摘されている。また、学習者の増加に伴い、日本語教育の担い手、特に専門性を有する人材の養成・確保が重要な課題となっている。
- このような中で、今後の留学生や外国人労働者の増加を見据えて、日本語教育の機会及び必要な日本語教育の環境整備を質・量の両面から充実していくことが不可欠となっている。

（政府における取組）

- 国においては、平成30年に外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）をとりまとめるとともに、我が国に居住する外国人が円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」（以下「推進法」という。）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」（以下「基本的方針」という。）が策定され、政府全体が日本語教育の環境整備を推進することとしている。
- 推進法及び基本的方針においては、国内における日本語教師の資格の整備や、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討し必要な措置を行うことが明記された¹。

¹ 推進法第21条において、「国内における日本語教師（略）の資格の整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。」附則第2条において、「国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

- 日本語教師の資格化については令和2年3月に文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（以下「令和2年審議会報告」という。）、日本語教師の資格及び日本語教育機関の評価制度の仕組みについては、令和3年8月に日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」（以下「令和3年協力者会議報告」という。）がまとめられている。
- また、日本語教育の質の維持向上の観点から、今後の日本語教育の内容・方法等については文化審議会において令和3年に「日本語教育の参照枠（報告）」及びその活用のための手引きがとりまとめられ、令和4年度からは、「留学」「就労」「生活」のモデルカリキュラム開発を開始した。
- 日本語教育人材については、文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改定版・平成31年3月）（以下「平成31年審議会報告」という。）において、「留学」「就労」「生活」などの多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力として「必須の教育内容」50項目等が示され、大学等や民間の日本語教師養成研修においてそれらを踏まえた教育内容の改善が進められている。
- また、同報告書では日本語教師の役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材の資質・能力などを踏まえた今後の日本語教育人材に必要な教育内容・方法等の普及を図るため、養成及び現職者を対象とした研修の現場で活用可能となる教育内容等が示されたことを踏まえ、平成30年度から養成及び現職者向けの実践的な研修カリキュラムの開発を開始し、令和2年度からはそのうち優良モデルを活用した研修を各地で展開している。
- あわせて地域における日本語教育の環境整備を推進するため、都道府県・政令指定都市による総合的な体制づくりの支援を推進し、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、今後の地域における日本語教育の方向性及び「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活者としての外国人の学習内容の目安となる生活 can do が取りまとめられている。

（日本語教育に関する課題）

- 現在の日本語教育については、次のような課題が指摘されている。

（例）

《共通する課題》

- ・ 学習者等が日本語教育機関を選択する際、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況。
 - ・ 日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が不十分。
 - ・ 我が国における日本語教育を行う機関は多種多様であるが、日本語教育の質の確保の観点から組織的に改善充実を図る十分な仕組みが存在しない。
- ※出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査（令和2年度）報告書」

《留学生対象の日本語教育機関（法務省告示機関）等における課題》

- ・ 校長等が機関の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- ・ 教員数の不足、教員の経験不足。
- ・ 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離。
- ・ 教員や職員の業務過多等、体制が十分でないため、我が国の環境に慣れない外国人留学生に最低限必要な学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が

不十分、出席管理が十分にできていない。

- ・ 生活指導等における生徒の母語支援(通訳・翻訳配置)が不十分。
- ・ 入管法に基づく在留管理上の観点から留学生を受け入れる機関を告示する制度において、教育的な観点からの質の確認・担保が十分でなく、教育環境が十分に整っていない機関が散見される。

《地域における日本語教育の課題》

- ・ 学習者ニーズの多様化・増加(技能実習、特定技能、ビジネス関係等の家族を含めた「生活者としての外国人」の増加と求められる習得レベルの多様化)
- ・ 高齢化に伴うボランティアの不足。
- ・ 教育プログラムの策定やボランティアの指導等にあたる専門人材(日本語教育コーディネーター、日本語教師)の不足、確保の方向性。
- ・ 多様なニーズに対応するための日本語教育機関との具体的な連携の方向性。

※令和3年出入国在留管理庁

「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多(58%)

※令和3年文化庁調べ

「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者(ボランティア)」(52自治体)、「地域日本語教育コーディネーター」(50自治体)「日本語教師」の順が多い。

《就労者に対する日本語教育の課題》

- ・ 外国人材受け入れのニーズは高いが、日本語習得が十分でない外国人材に対し企業側ではコミュニケーションに不安
- ・ 仕事・生活両面でのコミュニケーション支援のため、継続的な日本語のサポートが必要
- ・ 受け入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や講師の確保・充実が必要

※日本商工会議所「多様な人材の活躍に関する調査」(2020)

「特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組」への回答は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最多(47%)

(日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な日本語教育機関の評価)

- 国内の日本語教育機関は、留学生のみならず、就労者、生活者としての外国人のニーズが多様化する中で一定の日本語能力を習得するため専ら日本語教育を行う法務省告示機関、大学の留学生別科等や地方自治体、国際交流団体、NPO等が行う地域の生活者として必要な日本語を学ぶ地域日本語教室などにおいて地域の実情に応じた様々な取組が行われている。
- 共通する課題として、日本語学習を希望する者が日本語教育機関を選択する際、提供される教育プログラムの習得レベルなどの正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況や、留学、就労、生活に係る日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が十分でないことが指摘されている。
- 様々な日本語教育機関がある中で、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保、養成・研修について)

- 在留外国人の増加とともに日本語教育のニーズの多様化が進む中で、日本語学習者(H22: 16.8万人→R1: 27.8万人)、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で、日本語教師数は緩やかに増加(H22: 3.3万人→R1: 4.6万人)している。前述の外国人の日本語教育の課題においても共通して指摘されているように、留学生を受け入れる教育機関、企業・事業者、地方公共団体等からも専門性を有する日本語教師の確保に苦慮しているとの指摘がなされている。²
- また、令和2年審議会報告、令和3年協力者会議報告においては、法務省告示校基準に基づく現行の教師要件³があるものの教育内容・質が必ずしも一定とは言えない場合も見られ、日本語教師の資質・能力にばらつきが生じていることなどが指摘されるとともに、法務省の告示校審査においては、募集要項に示す日本語習得レベルに見合う教師が配置されていないなど様々な課題が指摘されている。
これらは、
 - ・ 専門性を有する日本語教師の質を担保する仕組みがなく、全国的に一定の質を確保することが難しい状況
 - ・ 日本語教師の法的な位置づけが不明確であり、専門人材としての日本語教師の確保が困難な状況
 - ・ 日本語教師として、養成・民間団体試験のみならず研修履歴、実績などを含めた専門性を有することの証明が難しい状況(企業・地方自治体等が日本語教員を採用する際、専門性を確認することが困難)であること
などが考えられる。
- また、これまでも大学等で専門人材として日本語教師の養成が行われてきたが、令和元年度日本語教育総合調査結果によると、大学学部(通学制)においては、養成課程を経て実際に教師になる者は1割以下となっており、専門性を有する教師が不足する中で、職業としての社会的な認知が低く、日本語教師を目指す者が日本語教育機関等で活躍する状況に結びついていない現状がある。日本語教師のキャリア形成が明確でないなどの課題を踏まえ、日本語教師の専門人材としての質を保証する公的な資格としての新たな仕組みを検討する必要がある。
- 以上のようなこれまでの議論、日本語教育の課題や成果などを踏まえつつ、本会議では、日本語教育の推進に関する法律等に明記された今後の日本語教育機関の評価、及び日本語教師の資格化について、新たな制度の創設とその具体的な在り方を検討するとともに、上述のような日本語教育の多様なニーズに対し、これらの制度をどのように活用して日本語教育全体の推進を図っていくかについて提案する。

² 日本語教室、日本語学校などで教えている日本語教師は約4万人、そのうち、ボランティアが48.0%、非常勤が36.3%、常勤が15.7%である。また、高齢化が進み、若手が少ない状況であり、60・70代が34.8%、10～20代が6.1%である。法務省告示校の日本語教師は年収が200～300万円、300～400万円などの層が多い。

³ 日本語教師に関する現行の法務省告示機関の要件では、

・ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって相当と認められるものを420単位時間以上受講、修了した者 / 62.5%

・ 民間試験に合格した者(昭和63年開始・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力試験) / 42.2%

・ 大学・大学院の日本語教師養成課程 / 15.8%

・ その他上記に掲げる者と同等以上の能力があると認められる物 / 3.9%

などの複数のルートを経た者を要件として提示。

(2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性

- (1) の状況を踏まえ、推進法第 1 条の目的に基づき我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するよう、推進法第 3 条の基本理念に定められている次の方向性を踏まえた仕組みを検討する。
 - ① 外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図ること
 - ② 日本語教育の水準の維持向上を図ること
 - ③ 外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携を図ること
 - ④ 国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること

- これらの基本理念等を踏まえた新たな仕組みとして、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人が希望する日本語教育の機会が得られるよう、①日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する一定の基準を満たす日本語教育を行う機関を国が認定する(推進法附則第 2 条)、②認定する機関において日本語教育を指導するために必要な知識・技能を習得した教員の資格を整備(推進法第 21 条)することにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を推進していくことが必要である。

- 外国人が希望する日本語学習の目的やレベルが多様化している中で、認定によって日本語教育の質が保証された日本語教育機関を可視化し、これらの活用を促進するための情報発信等の仕組みとともに、国家資格を有する日本語教師が社会的に認知され活躍することが可能となる仕組みとなるような制度を検討する。

- 新たな制度が教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携によって活用が促進されるとともに、地域における日本語教育環境の基盤として、地方自治体、国際交流団体等教育機関、経済団体等との連携による生活者、就労者としての外国人に対する日本語教育の充実を図るための取組に資するような仕組みとして全体像を具体的に検討することが必要である。

- また、推進法第 21 条に示された国内における日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する日本語教師の資格に関する仕組みの検討においては、それら日本語教師の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、①日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、②日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成などの必要な施策を一体的、かつ、総合的に推進することが必要である。

(ア) 日本語教育の教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関の認定制度

(認定の目的)

- 我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国(文部科学大臣)の認定を受けることとする。

(認定を受けた教育課程を置く機関の情報発信等)

- 国の一定の基準を満たした認定を受けた日本語教育機関については、留学生、就労者、生活者等で日本語学習を希望する者や、日本語教育の提供を必要とする地方自治体、企業等のニーズを踏まえた教育課程、教育環境等の情報提供を行う。
- 国は、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等を活用して公表し、国内外の学習者や関係者が、一定の教育の質が保証された日本語教育機関を選択できるような環境を整備する。また、認定を受けた教育課程を置く日本語教育機関は、生徒募集の広告等に国が定める表示を付することができることとする。

(外国人等に係る出入国管理、労働その他の関連施策等との協力等)

- 日本語学習を希望する外国人が、認定を受けた日本語教育機関の情報を得られるよう、日本語教育に関わる関係省庁が連携協力し、留学生関係機関、地方自治体の外国人総合相談や就労に係る相談・情報提供を行う関係機関、国際交流団体、事業者、経済団体、関係者に広く周知するような仕組みを構築する。その仕組みを通して留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された認定を受けた日本語教育機関の活用を促進する。
- 認定を受けた日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とすることや、出入国管理の観点から日本語教育機関の認定における法務省との具体的な連携の在り方について検討する。

(機関の継続的な質の保証・改善)

- 日本語教育機関自身も自己点検や情報公表に継続的に努めることで、関係者に対する説明責任を果たしつつ、絶えず自己改善に努める、いわゆる内部質保証システムを機能させる。認定後も教育の水準が維持されるよう、国は、認定を受けた日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し定期報告を求める。その他、学習者等に対し虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められ必要な場合には、指導改善を求めるとともに、段階的な是正措置を講ずることができることとする。なお、国の認定に関する対応に関する認定機関の意見申し立ては、行政手続法を踏まえた仕組みであることを運用等において周知することとする。

(イ) 専門的な知識及び技能等を必要とする日本語教師の資格に関する仕組み

(日本語教師の資格の仕組みの目的)

- 日本語教師の資格を整備する目的は、外国人等に日本語を教える日本語教師の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図り、日本語教育の一層の推進を行うことによる、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進及び友好関係の維持発展とすることを目的として、令和2年審議会報告、令和3年協力者会議報告においては、名称独占の資格として「公認日本語教師」としての資格化の方向性が示された。
- しかしながら、国内における日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する日本語教師の新たな資格制度については、国内外の様々な場で日本語学習者に直接指導する日本語教師との違いや混同を避けるような名称を検討すべきであることや、「公認日本語教師」の業務の明確化が困難であることなどが指摘された。
- これまでの検討を踏まえ、専門性を有した指導者として一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師について国が創設する資格を有する者については、国に登録した日本語教師(以下、「登録日本語教員」という。)として、
 - ・ 専門人材の資格として国の登録を得て社会に証明できるよう法的効果を持つものとして検討を行う
 - ・ 登録日本語教員のキャリア形成に資するよう、専門人材として求められる役割・段階・「留学」「就労」「生活」等の活動分野ごとの資質・能力などを踏まえた教育内容・方法等の研修を受講できる支援策について事業等を通じて講じる
 - ・ 登録日本語教員が研修履歴を記録し活用するような仕組みを検討するなど、登録後のキャリア形成に資すると仕組みとして検討する。
- 前述(ア)の日本語教育機関においては、一定の専門的な知識及び技能等を有する日本語教師として国に登録された「登録日本語教員」を配置することとし、国の認定を受け、一定の教育の質が保証された日本語教育機関として、登録日本語教員のキャリア形成のための研修機会を確保するなどの組織マネジメントが求められるような仕組みを検討する。
- 専門的な知識及び技能等を有する登録日本語教員は、認定を受けた日本語教育機関以外の場として、小中学校における外国人児童生徒、難民等への指導、海外での指導などの様々な場において活躍も期待されることから、希望する者に対する研修等の環境整備を推進するとともに、登録日本語教員制度の普及を通じて本制度の活用を促進する。

(登録日本語教員)

- 「登録日本語教員」となることを希望する者は、認定される日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能について国が行う試験に合格し、かつ、必要な実践的な能力を身に付けさせるために行う実践的な「教育実習」を修了した者は、国の登録を受けることができることとする。
- 国が指定した日本語教師の養成機関が実施する、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を身に付けさせるための教育を行う課程(以下、「日本語教師養成課程」という。)を修了した者については、試験の一部を免除することができることとする。

(試験)

- 試験は国家資格として位置付けることから、国が試験実施の一定要件を満たす機関を指定(以下「指定試験実施機関」という。)し、試験の実施に関する事務を行わせることができることとする。
- ・ 試験の内容は①日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、②日本語教育についての基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力(応用)に関する区分とする。
- ・ 受験機会を確保する観点から、全国各地において年1回以上試験を実施することとし、受験に当たっては、要件は特設設けないこととする。

(実践的な教育実習)

- 国は、実践的な「教育実習」を実施する機関を指定することができることとする。
- ・ 実践的な「教育実習」の指定要件としては、
 - i) 日本語教師の実践的な知識及び技能を有する実務者が実習機関の課程を担当する体制を有すること
 - ii) 平成31年審議会報告において示された日本語教育に関する指導項目を演習及び実習について行うこととすること
- ・ 法施行時においては、現職日本語教師や養成機関に在籍する者等の経過措置を検討する
- ・ 実践的な教育実習に含むべき具体的な内容については、具体的な指定基準等で定めることとする

(日本語教師養成機関)

- 国は、実践的な「日本語教師養成課程」を実施する機関を指定することができることとする。
- ・ 国が指定する日本語教師養成機関の指定要件としては、
 - i) 平成31年審議会報告において示された日本語教師養成課程において含むべき「社会・文化・地域に関わる領域」「教育に関わる領域」「言語に関わる領域」の3領域、5区分、15下位区分、必須の教育内容50項目で構成された日本語教育についての基礎的な知識及び技能の習得に必要な教育課程を備えること
 - ii) iの授業を行うために必要な授業時間数
 - iii) 日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する学識経験を有する者が日本語教師養成課程を担当する体制を有することなどを検討する。
- ・ なお、法施行時においては、指定日本語教師養成機関の教育課程と同等と認められる現行課程修了者である現職日本語教師や、養成課程に在籍する者等の経過措置を検討する。
- ・ 日本語教師養成課程、実践的な教育実習に含むべき具体的な内容については、具体的

な指定基準等で定めることとする。

(指定日本語教師養成機関と実習機関の質の保証・改善)

- 指定後も教育の水準が維持されるよう、国は、指定された日本語教師養成課程、実践的な教育実習を行う機関に対し、その実施に関し定期報告を求める。その他、虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められ必要な場合には、指導改善を求めるとともに、段階的な是正措置を講じることができることとする。

2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

(1) 認定の基準等

① 基本的な考え方

- 日本語教育機関の認定基準は、推進法において、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」とされていること、また、基本的な方針において「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされていることを踏まえ、様々な目的を持った外国人等が自立した日本語の言語使用者となることができるよう策定する方向性を検討する。
- これに対応するため、認定を受けた日本語教育機関の認定は、「留学」(※)「就労」「生活」の類型を設け、習得レベルとしては、自立した言語使用者となるまでの多様な目的を持った日本語教育に対応できるものとする。その上で、日本語教育機関の認定においては、教育課程における習得レベルについて「日本語教育の参照枠」との関係性を踏まえつつ、機関が備える人的・物的な体制の評価と、教育の内容に関する評価の両視点から確認する。
- また、日本語に通じない外国人に対して質の高い日本語教育の提供を図ることができるよう、認定を受ける全ての機関に置く教育課程等については、共通して備えることが必要な事項を確認する。
- その際、日本語教育の特性を踏まえつつ、教育機関として評価する基本的事項については、現行の専修学校制度、各種学校制度、法務省告示校制度での日本語教育機関の運用実績を踏まえ、「留学」類型の機関については、現行の法務省告示基準などを参考に、課題の改善を含め、教育の質の維持向上を目指した基準とすることを基本とする。
- なお、認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度とし、例えば、地方自治体が生活者を対象とした場合や、留学生を対象に専ら日本語教育を実施する大学の留学生別科についても必要な一定の要件を備える場合は認定対象となることとする。

(※) ここでの「留学」は在留資格「留学」で活動する外国人を主な対象とする。

② 認定基準等の基本的な構造

認定の基準、運用に必要な規定等の検討においては、制度創設の背景・経緯、目的などの説明や、対象となる機関の扱い、認定の実施要項・方法等（対象、時期、審査主体、審査基準等の評価の観点など）が明確となるような構造を念頭に検討する。

○ 総則等

- ・ 制度の目的を踏まえた認定基準の基本的枠組み等について規定

○ 教育課程を置く日本語教育機関の組織構成の評価

- ・ 教育上の基本組織としての教育課程、コースなど
- ・ 日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育課程を置く機関の組織の概要や理念・使命、経営状況、遵法状況、機関が自ら教育活動等の質を維持・向上するための体制など

○ 教育課程に関する評価

- ・ 教育課程の授業内容・方法、授業時数など
 - ・ 「日本語教育の参照枠」と関連付けた日本語教育の教育課程の習得レベルなど
- ※教育課程の内容に係る基準や審査上の観点などは、本会議の報告を踏まえ文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で審議予定。

○ 人的・物的な体制の評価

- ・ 教員数、教員資格、目的や教育課程等を踏まえた教員配置、入学者の募集・選考等、生徒数、生徒への教育及び生活上の支援体制、収容定員等、施設・設備について規定

○ 組織の質の維持向上に関する取組の評価

- ・ 自己点検評価、第三者評価、情報公開など

③ 具体的な審査基準等の方向性 ※第6回以降、具体的な内容を検討予定。

※具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに日本語教育の質を確保した機関として必要な方向性などをさらに検討

○総則等

総則等において、個別の確認項目を規定する前提として、

- ・社会の要請に応じ、認定を受けた日本語教育機関の目的を達成するため、日本語教育機関が「留学」「就労」「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定め組織的な教育を行うこと
 - ・各機関が組織の教育水準の自律的、継続的な維持向上にいかに取り組むかという観点から認定基準や、関連規定を定めること
- などを検討する。

○人的・物的な体制の評価

【収容定員等】

日本語教育の質を担保するためには、その特性を踏まえた生徒の数が教員数や施設・設備等の条件に対して適正である必要がある。

- ・専修学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、教員数や施設・設備等を考慮して適正な収容定員を定めること
- ・新設機関については一定の上限を設けることや、増員についてもその規模や頻度について制限を設けること
- ・機関全体の収容定員だけでなく、同時に授業を受ける生徒の数についても、生徒一人一人と教員が向き合える環境を確保する観点からふさわしい一定人数以下に制限すること

等を検討する。

【教員】

- ・教員については、授業を担当する教員はすべて国家資格保有者でなければならないこととして、その質を担保することとし、各機関における教員の数や教員組織の体制なども教育の質を担保する上で重要な要素であるため、認定基準で確認すること
- ・教員組織を統べ、機関全体を管理する校長について、これまでの審査などを参考に要件を求めるとともに、主任教員や生活指導担当者などの体制も求めること
- ・また、教員の数や授業担当時間数の上限について、これまでの審査などを参考に定めること

等を検討する。

【施設・設備】 ※第6回以降、更に具体的な内容を検討予定。

教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動等に必要な施設・設備が設けられている必要がある。このため、専修学校・各種学校基準、法務省告示基準を参考に、

- ・生徒数に応じた校舎及び教室の面積を確保することを求めるとともに、教育に不可欠な施設・設備の設置を求めること
- ・教育を安定的、継続的に実施するため、校地・校舎は設置者の自己所有か、又はそれに準ずるものとする

等を検討する。

【入学者の募集等】

入学者の募集や選考が適正に実施されることは、各機関の教育の目的や目標に即した適切な教育活動が実施される上で重要であるとともに、生徒にとっても個々のニーズに合った機関を選択する上で重要なものとなる。このため、入学者の募集に当たっての情報提供や記録の保存等に関する事項について、これまでの基準等を参考に規定を検討する。

さらに、我が国への外国人留学生の適正な入国を担保する観点から、現行の法務省告示基準において定められた入学者の募集や選抜に関する基準と同様の基準を出入国在留管理庁が定めることを予定しており、当該基準を満たしていることを求めることとする。

なお、「就労」や「生活」類型の機関については、選抜を実施していないなど実態が異なる点があることから、入学者の募集等に関する基準のうち同類型の実態に合わない点は適用しないこととする。

【生徒への教育及び生活上の支援体制】

主として外国人を対象に教育を行う日本語教育機関においては、生徒への教育上及び生活上の支援が適切に行われることは、日本語教育の達成のみならず、生徒が我が国社会で円滑に生活していく上でも重要である。また、在籍管理が適正に行われ、静謐な環境が整うことが教育の質を確保する観点からも重要である。このため、認定基準において、

- ・ 生徒への在学中の教育及び生活上の支援体制を求めると共に、卒業後の進路を支援する体制を求めること
- ・ 生徒や教職員の健康診断等の健康管理の体制を有していることについても確認すること
- ・ 生徒の出欠管理に関する基準を現行の法務省告示基準と同様に定めるとともに、出入国在留管理庁が定めることを予定している留学生の在留管理に関する基準を満たすことを求めること

等を検討する。

なお、生徒の在籍管理等については、日本語教育機関への在籍を理由に在留が認められる「留学」類型において確認が必要なるものであるため、後述のとおり、「就労」や「生活」類型の機関には適用しないこととする。

○教育の内容・方法等に関する評価

【教育課程等】

- ・ 教育課程等は日本語教育機関における教育活動の根幹であり、自立した言語使用者を育成するために必要な教育課程等の要件として、認定基準においてその外形や教育内容等について規定することを検討する。
- ・ 例えば、「留学」類型の機関であっても、当該機関に留学生として入学する者の目的は多様であり、進学、就職、自己研鑽等多様な目的に応じて、教育課程の目的・目標は多様な在り方が認められるものとする。
- ・ その上で、教育課程等の外形については、修業期間、授業時数、単位時間等について、これまでの法務省告示基準に基づく運用実績等を踏まえつつ、規定することを検討する。
- ・ 留学生については、非漢字圏からの留学生の増加などを踏まえた修業期間等の在り方について、新たな制度における在り方を検討する。

また、教育課程の内容・方法等について、文化審議会国語分科会が策定した「日本語教育の参照枠」に基づいた基準を文部科学大臣が定め、その基準を満たすことを求めることとする。

【機関が自ら教育活動等の質を維持向上するための体制】

- ・ 今般の認定制度においては、自己評価や情報提供等により機関が自ら教育活動等の評価・改善を継続的に行い、教育の質を維持向上していくためのいわゆる内部質保証の仕組みを盛り込むこととしている。
 - ・ このため、認定基準においても、それらのPDCAサイクルが機能するための体制が整っていることを確認することとする。学習ニーズを踏まえた目標の明確化、目標に沿ってコース設計ができているかなどの目標、計画、実施、改善する教育活動を評価する機関の内部質保証システムが機能するように、機関内部の評価委員、専門的外部評価委員で構成される体制などを確認することとする。
 - ・ 自己点検評価などにおいて、機関の教職員や生徒等の意見などを活用した評価などの効果的な取組を実施することなどを提示する。
 - ・ また、日本語教育機関における日本語教育の質の維持向上を図る観点からは、それに充てられる財政的な資源が適切に確保されていることが重要であるため、適正に財政運営を行うこととしていることを確認することとする。
- ※ 上記のほか、教育の継続性・安定性の観点から、原則として、合理的理由が無い場合を除き、機関の廃止や譲渡は少なくとも一定期間行わないことを求めることについて、運用も含めて検討する。

③ 「就労」「生活」類型への対応の方向性 ※第6回以降に具体化を検討予定

- 「就労」や「生活」類型の機関については、「留学」類型のように法務省告示校制度等によるこれまでの蓄積がないことや、令和3年協力者会議報告でも「今後要検討」とされたことも踏まえ、制度開始当初においては、これまでの蓄積がある「留学」と共通した一定の質を確保するための教育課程、教員、施設・設備などを評価する基本的な枠組みを検討することとする。
- 認定制度の開始直後においては、習得レベルに沿った質を確保することを前提に、「留学」類型を想定して定めた基準を活用しつつ、教育課程等に関する一部の基準について、制度開始時から当面の実績などを想定した「就労」や「生活」類型に必要な日本語教育の基準を定め、実績を積み重ねることとする。また、「就労」や「生活」類型の機関については、学習者の多様なニーズへ対応するため、対面のみならずメディア授業など、学習者が働きながら学ぶことが可能となる形態なども検討する。
- 制度開始後は、「就労」や「生活」類型の機関の実績を踏まえた上で、今後の社会的なニーズを踏まえた更なる制度改善に向けて、段階的に基準等の整備を行うことを検討する。
- 令和3年協力者会議報告では都道府県・政令市が申請主体として想定されていた「生活」類型の機関について、法務省告示機関を含む多様な主体が担っている現状を踏まえ、都道府県・政令市が主体となる機関以外の設置者についても、必要な日本語教育の体制整備について一定の要件を備えた機関を認定の対象とすることができることを検討する。
- 「就労」類型の機関は、地域の実情に応じて、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した教育課程の編成等について相当の実績を有するとともに、それらの者との連携体制を確保することなどを検討する。
- 「生活」類型の機関は、他の設置主体が設置者となる日本語教育機関が、地方公共団体と連携した教育課程の編成等について相当の実績を有し、地域の実情に応じて、都道府県又は政令市との連携体制を確保し、かつ、教育課程の目的等が都道府県又は政令市が策定した推進法第11条に定める基本的な方針等の基本方針と整合的であることなどの都道府県又は政令市の確認を受けていることなどを検討する。

(2) 認定の手続等

- 各機関を認定しようとする際は、教育内容・方法や教育体制等について専門的な観点からの審査が必要となることから、審議会の下に審査委員会を設置するなど、有識者による審査を経る方向で検討する。
- 専修学校等については認可を受けた時点で既に制度的に担保されている事項について、国による認定の際に改めて図面等の書類を提出することを求めない等の配慮を行うこととする。
- 留学生を受け入れる認定を受けた日本語教育機関のうち、開設時及び定期審査等、厳格な審査を受け基準を満たした日本語教育機関については、当該機関の諸手続きの簡素化や所属する留学生に対しての手続き上の優遇措置などを検討する必要がある。

(3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）

① 基本的な考え方

- 教育活動の情報公表は、教育機関が自ら教育や組織、運営の状況等について継続的に点検・評価することで、質の保証を行うとともに、各機関の特色を踏まえた情報発信も行うことを通じて絶えず改善・向上に取り組むものとして重要である。
- 定期報告については、認定後も一定の教育の水準が維持されるよう、認定後の教育活動の状況を国が実地審査を含めて定期的に把握し、指導・助言の端緒とするとともに、結果を取りまとめて公表し、活動状況を可視化する観点から、在り方を検討する。
- 情報公表する項目や方法については、専修学校や大学等の例を参照しつつ検討する。実効性あるものとするためには、各機関の管理者や担当職員の意識向上を併せて行うことも重要である。
- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在するため、相互の関係を整理することが必要である。

② 具体的な公表項目等

- 情報公表については、学修成果や情報公表の状況等認定後の状況に関する事を含める方向で検討。この場合、「留学」類型については、現在法務省から法務省告示機関に報告を求めている事項や頻度⁴を踏まえつつ検討する。
※情報発信の在り方については、第6回以降に改めて検討。

(4) 認定を受けた日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）

①基本的な考え方

- 認定を受けた日本語教育機関における教育の質を維持向上させていくためには、各機関が自らの教育活動等の運営状況を的確に評価し、現状を把握した上で、改善へ繋げていく内部質保証の体制を構築することが必要不可欠である。
- このため、認定制度においては、最低限以下に示す項目を含む自己評価を毎年実施することを義務とし、その結果の公表を求めるとともに、結果及び結果を踏まえた改善等の取組方針について国に報告することとする。
- さらに、客観的に日本語教育機関の質を専門的に確認する観点から、審議会の協力を得て、国による実施調査を実施する。
- その際、適切な第三者評価を実施する機関については、実地調査の頻度を減らすことにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促す。

⁴ 法務省告示基準では、修了認定者のうち大学等への進学者数等について修業期間の終了ごとに報告し公表することや、基準適合性の自己点検結果について年1回報告することなど、定期的な報告事項が定められている。

(5) 認定基準に関する経過措置

- 認定制度においては、日本語教育を担当する教員は登録日本語教員として国家資格を有する者であることが必要となる。
- 他方で、認定制度開始当初は国家資格を有する教員が十分確保できないことが想定されるため、一定の要件を満たす現職教師等の配置をもって認定を受けることができる経過措置を設けることを検討する。
- 具体的には、認定制度開始当初における教員の配置について、現行の法務省告示基準を踏まえ、経過措置期間においては、登録日本語教員に代えて、現行の法務省告示機関における教員要件を満たす者などを教員として配置することを可能とすることを検討する。

3. 日本語教師の国家資格に関すること

前述1(2)(イ)に関して、筆記試験、実践的な教育実習及び日本語教師養成機関について、質補確保する観点から以下のような検討を行う。

(1) 筆記試験

(試験の基本的な性格等)

- 登録日本語教員の試験は、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行うすべての教師が、平成31年審議会報告を踏まえた基本的な知識及び技能として、
 - ①日本語教育に関する基礎的な知識及び技能
言語そのものや言語教育、世界や日本の社会と文化等に関する基礎的な知識及び技能の3領域、5区分、15下位区分及び50項目に基づく必須の教育内容⁵を踏まえたもの
 - ②日本語教育に必要な知識及び技能の応用
実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用力
について確認し、証明するための資格の要件として筆記試験を実施する。
- 試験の一部(筆記試験①)の基礎的な知識及び技能について、「必須の教育内容」50項目に関する所定の科目について一定期間の学習を行った者は習得されたものとし、養成課程の修了をもって筆記試験①を免除できることとする。試験は養成機関における教育内容・方法等の標準化や改善・充実を促進する機能も有するものであり、指定日本語教師養成機関における教育課程の在り方と併せて検討する必要がある。特に、令和3年協力者会議報告では、指定日本語教師養成機関の修了者については、筆記試験の一部(筆記試験①)が免除される仕組みとしていることから、筆記試験①の出題内容と指定日本語教師養成機関での履修内容が整合することが必要である。

(試験の内容等)

- 令和3年協力者会議報告を踏まえ、日本語教師の能力を判定する筆記試験は日本語教育能力を判定する試験の構成は二つの区分とする。筆記試験①は日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する試験、筆記試験②は現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する試験とする。

⁵ 参考資料1

- 試験の出題範囲については、令和3年協力者会議報告において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年3月文化審議会国語分科会）において養成課程で実施すべき内容として示された「必須の教育内容」の50項目に基づくものと整理されており、本試験は、養成修了段階で習得しておくべき必要不可欠、かつ、基礎的な知識及び技能が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置づける。
- また、平成31年審議会報告では、「留学生」の他に、「生活者」「就労者」「児童生徒」「難民」などを対象とした日本語教育の活動分野や学習対象者に応じて求められる専門性は現職教師の初任研修の修了段階で求められるものとして位置付けられていることから、例えば分野別の詳細な知識やより高度な知識については、本試験で出題するものではなく、資格取得後の初任研修等を通じて継続的に習得していくべきものとして登録日本語教員のキャリア形成の観点から養成・研修の全体像を示すことが必要である。

（出題の内容、形式）

- 登録日本語教師の試験は、資格取得時において基本的な知識及び技能が備わっていることを評価するものとして位置づけられる。また、養成課程を経た者については習得すべき知識・技能を網羅的に備えているか否かを評価するという試験の基本的な性格を踏まえ、「必須の教育内容」50項目に基づき基礎的な知識や基礎的な問題解決能力を測定する問題が適切に出題され、大臣が指定する養成機関を適切に修了した者が合格できる内容であることが求められる。出題に当たっては、質を維持するため継続的に検証、蓄積し、開始後の試験の改善などに生かす。また、試験の目的を踏まえ、教員のキャリア形成を見据えた養成課程で習得する段階で求められる基礎的な知識及び技能を測る問題を精査、かつ標準的な問題を出題することを検討する。
- 試験の構成については、令和3年の報告書を踏まえ以下の二つの区分とおりとする。
 - ・ 筆記試験①の区分（指定日本語教師養成機関の修了者は免除）
原則として、出題範囲の5区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識及び技能を測定
 - ・ 筆記試験②の区分
出題範囲が複数の領域にまたがる横断的な設問により、基礎的な問題解決能力を測定。併せて、基礎的な知識、技能及び基礎的な問題解決能力について、音声を媒体とした出題形式で測定
- 出題形式については、筆記試験①、筆記試験②ともに多肢選択式とする。

（合否判定）

- 指定日本語教師養成機関の修了者は筆記試験①を免除される仕組みとされていることから、筆記試験①と筆記試験②は、それぞれで合格基準を設定し、独立して合否判定をする。
- 合格基準等については、試験の性格、位置づけを踏まえた標準的な合格基準等の在り方について、専門家等の意見を踏まえた検討を行う。

(試験の実施体制等)

- 国家資格として位置付けることから、試験は文部科学大臣が実施することとするが、文部科学大臣が指定する一定の要件を満たす法人においても実施できることとする。また、受験機会を確保する観点から、全国各地において年1回以上試験を実施することとし、受験に当たって要件は特段設けないこととする。

(指定試験実施機関等に求められる役割)

- 令和3年協力者会議報告を踏まえ、資格制度の運用には、試験を実施する試験実施機関の指定を行う。指定試験実施機関に求められる役割は、別紙の表のとおりとする。
- 教員の登録については、登録証の発行、登録簿の管理など新たなシステムとしてその在り方などについて、国において調査研究を行い、結果を踏まえた具体的な仕組みを構築することとする。

(筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲)

- ・ 令和3年協力者会議報告を踏まえ、登録日本語教員を目指す者は、原則として試験の受験及び合格並びに教育実習の履修・修了を必要とするが、国は、国が指定する機関（以下、指定日本語教師養成機関という。）における課程等を修了し、基礎的な知識及び技能を修得した者又はこれと同等の知識及び技能を有するものについては、筆記試験①を免除することができるものとする。この場合、知識及び技能を習得する養成課程の一部として実践的な教育実習を一体的に行うことが期待される。
- ・ 試験の一部免除は、必要な知識又は技能を有していることが確認できる者に対して改めて試験等を行わず、養成課程修了者の負担を軽減することができることや、受験者の負担を軽減し、試験を受けやすくすることにより、資格取得の際の門戸を広げ、日本語教師の質・量の確保にも資するものである。

(2) 教育実習の実施機関

(実践的な教育実習)

- 令和3年協力者会議報告では、日本語教師の資格取得に当たり、「日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習を履修することが必要」とされており、実習内容や担当教員数等が示されている。日本語教員の登録については、試験の合格とともに、日本語教育を行うために必要な実践力を身に付けるための教育実習を求めることとし、日本語教育実習について、文部科学大臣の指定を受けた機関が教育実習を実施するための質を充実・改善するための仕組みとして次のような基準等を検討する。
- 資格取得の要件として筆記試験とともに必須となる教育実習は、日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な基礎的な技能・態度に含まれる実践力として不可欠なものとして、平成31年審議会報告において提示された日本語学習を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業などの教育実習の指導内容、その指導時間数、指導体制などを検討する。
- 指定日本語教師養成機関外で教壇実習を行う場合は、教育実習担当教員と教壇実習指導者の役割分担を明確にし、当該養成機関の責任の下で実習機関も含めて一体的に質を確保する指導体制を置くこと
 - ・ 大学等における教育実習（1単位以上）※1単位は45時間の学修を必要とする内容

をもって構成することが標準（大学設置基準）

- ・ 専門学校等における教育実習（45 単位時間以上）※ 1 単位時間は 45 分以上

※具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに、必要な方向性などをさらに検討する。以下は主なものを記載。

【実習内容】

- ・ 原則として対面で以下の内容を学習する。ただし、双方向で行われる
 - ① オリエンテーション：目的、**学習者のニーズ分析**、構成要素と内容、学習者、コースカリキュラム、教材分析
 - ② 授業見学：指導の流れ、学習者観察の視点、授業分析評価の観点
 - ③ 授業準備：指導項目の分析、教案作成、教材教具準備
 - ④ 模擬授業：授業計画や教材・指導方法等の妥当性を検討することを主な目的としたシミュレーション。模擬授業は複数回実践し、振り返りを行う。
 - ⑤ 教壇実習：1 単位時間の指導 2 回を含む、複数回の教壇実習を実施
 - ⑥ 教育実習全体の振り返り：準備から授業報告までの一連の流れを振り返るとともに、学習者評価・教師評価・授業評価を行い、授業改善の手法を学ぶ。
- ・ 対面のクラス指導以外の授業内容に応じた形態（**個別指導、一対一の指導等**、オンライン）、対象別、レベル別、言語活動別の指導力を育成する多様な教育実習が設計されることが望ましい。
 - ・ **実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲を検討する。その場合、多様なメディアを高度に利用して行うオンライン授業については、同時かつ双方向に行われるもの、毎回の授業の実施に当たって、当該授業を行う教員が当該授業の終了後に適切な方法で設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うこと、生徒の意見交換の機会を確保するなど、面接授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を実施できることを前提に検討する。**
 - ・ 留学生については対面を原則としつつ、生活者、就労者としての学習者も想定したオンライン授業で指導することも想定し、⑤教壇実習についても対面型とオンライン授業ができることも重要であり、オンラインでの実習も含める方向で検討する。

【教員の要件】

- ① 専任(常勤)の教育実習担当教員を 1 名以上配置
- ② 教育実習担当教員の要件
 - ・ 教育実習を実施する学科等の組織に所属
 - ・ 日本語教育に関する学位等の資格（登録日本語教員であることが望ましい）
 - ・ 教育法に関する教育・研究上の業績・実績又は実務上の実績
 - ・ 教育実習内容の編成に参画
- ③ 教壇実習指導者は、平成 31 年審議会報告において示された**実務経験を有する**「中堅」の段階以上にある者

【教壇実習】

- ・ 原則として 5 名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき 1 単位時間以上の指導 2 回以上を実施
- ・ 教壇実習施設が実習実施機関と別にある場合は、教壇実習指導者を 1 名以上配置し、1 名あたりの教壇実習指導者が担当する実習生は**年に最大 20 人**までとし、**その具体的な連携など運用の在り方とともに検討する。**
- ・ 教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することとする。

- ・ 教壇実習の対象となる学習者は、日本語を母語としない者とする。
- ・ 教壇実習の実施に際しては、次のような教壇実習施設を利用。
(例) 指定日本語教師養成機関内の教壇実習のほか、指定日本語教師養成機関外で想定される教壇実習施設
 - ・ 認定を受けた日本語教育機関に設置されたコース
 - ・ 地方自治体が主催する地域日本語教室のコース
 - ・ 小・中・高等学校等の実習施設における自治体や学校法人と連携した児童生徒に対するコース
 - ・ 企業・事業者等と連携した就労者向けコース
 - ・ 指定日本語教師養成機関が海外の大学等と提携した留学前日本語コース

※学校における実習指導について、日本語教師の「中堅」に該当する者でない場合、「教壇実習指導者」として認定するのが難しいため、学校における実習指導については別途検討する。

【教育実習の評価・公表】

- ・ 質の保証のために適切な評価項目・評価基準を定めて、専任の教育実習担当教員及び教壇実習指導者が行い、必ず課程・実習責任者が評価決定の最終確認を行う。
- ・ 教育実習の実施機関は、実習計画の概要、実習指導体制と方法の概要、教壇実習施設との連携の概要、評価方法の概要等を公表する。
- ・ 各年度の教育実習受け入れ数、修了者数等について、定性的な評価とともに公表する。

【定期報告等】

- ・ 指定後も一定の水準が維持されるよう、教育活動の状況に関する国への定期報告を行い、指導・助言の端緒とするとともに、必要に応じて改善等を促す。

(3) 指定日本語教師養成機関

(日本語教師養成課程の基準等)

- 令和3年協力者会議報告において、文部科学大臣の指定を受けた日本語教員養成機関が実施する日本語教師養成課程を修了した者については、試験の一部を免除することができることとしている。指定日本語教師養成機関として想定されるものとしては、日本語教師の養成コース等を置く大学や・大学院や、法務省告示機関の制度の中で文化庁への届出を行っている日本語教師養成研修を実施する専修学校、民間教育機関等が想定される。

【参考】 現行の日本語教師の養成機関

- ・ 大学等の日本語教育に関する課程：179 大学 241 課程（令和4年10月現在）
- ・ 民間教育機関等の日本語教師養成研修：139 機関 171 コース（令和4年文化庁調べ）
- 令和3年協力者会議報告では、国の指定を受けた養成機関を修了した者について、筆記試験①と教育実習を免除できることとされ、養成課程の最低単位数等や指定の際の審査項目の案等が示された。また、令和3年10月には学習者の習得レベルや評価などの目安となる「日本語教育の参照枠」がまとめられている。
- これを踏まえ、現代的・社会的ニーズに対応した指定日本語教師養成機関の質を確保し、ひいては登録日本語教員の質を確保する観点から、指定日本語教師養成機関の指定等については以下のとおりとする。

※具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに、必要な方向性等をさらに検討する。

指定日本語教師養成機関審査項目（案） ※主なものを記載

【機関の基本情報】

- ・ 機関及び日本語教員養成課程の名称、設置形態、代表者、養成事業の概要、養成の実施形態、養成の実施場所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先

【課程の教育内容等】

次のような観点を踏まえ、コースカリキュラム・シラバス、定員、受講対象者、科目担当教員数及び略歴、修了要件及び評価の考え方、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等を提示すること

- ・ 平成 31 年審議会報告で示された「必須の教育内容」50 項目を網羅すること
- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、言語教育法・実習などを編成すること
- ・ 「必須の教育内容」50 項目の各教育内容の時間配分が適当であること
- ・ 養成課程全体として学習が体系的であること
- ・ 講義、演習形式だけでなく体験、事例研究、問題解決学習など主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れること
- ・ 機関独自の学習内容を含める場合、原則、養成課程全体の学習内容のうち 2 / 3 以上が「必須の教育内容」50 項目に関するものであること。ただし、学校教育や社会教育などの専門性を有する者が日本語教育を学ぶ課程の場合は、これによらない場合も認める方向性について引き続き検討する。
- ・ テストやパフォーマンス評価等により履修者の理解度の確認を行い、一定水準以上をもって修了させること
- ・ 通信による課程の場合、一定の単位時間以上の面接授業又は同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと
- ・ その他、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等が適正であること

【教員】

- ・ 養成課程を実施する学科等の組織に所属し、養成課程の編成に責任を有する常勤の主任教員を置くとともに、収容定員に応じて一定の数の常勤の教員を置くこと
- ・ 各科目の担当教員が、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すること

【実施体制、受講管理体制】

- ・ 日本語教師養成課程の教員組織が適切に整備されていること、
- ・ 受講管理体制が明確かつ適切に整備されていること

【財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）】

- ・ 指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること
- ・ 受講料、教材費、講師謝金等を適切かつ明確に定めていること

【教育実習の実習施設及び実施計画】

- ・ 日本語教員養成課程と教育実習を一体的に実施することができる連携体制を有することとし、指定日本語教師養成機関は、実習全体の基本方針として、**実習全体に関する組織体制・指導体制**、実習計画・教壇実習施設概要等を明確にする。
- ・ 教壇実習が指定日本語教師養成機関外の場合は、当該養成機関との連携・**指導体制**、**評価方法・基準・危機管理体制**などを含めた実習計画等を策定すること

【自己点検評価、第三者評価の実施体制】

- ・ 指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設・設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること
- 審査は、国が養成課程を適当と認めるにあたっては、教育課程等の専門的事項を審査する必要から審議会において行うこととする。また、その具体的な観点や運用などについては引き続き検討する。
- 指定後の質を確保する観点から、定期報告等を求めるとともに、**国は定期的な実地調査を実施し**、必要に応じて指導・改善等を行うとともに、必要な場合は、段階的な是正措置を行うことができることとする。
- 法施行前から日本語教師の養成課程に在籍しているものについては、当該養成課程が、指定日本語教師養成機関と同等と認められる一定の要件（平成 31 年審議会報告で示された「必須の教育内容」50 項目を既に実施していることなど）場合には、同様に筆記試験①の免除を認めるなどの経過措置について検討する。

（4）日本語教員の登録に関する経過措置

- 令和 3 年協力者会議報告において、公認日本語教師の資格は、日本語教師の資格制度を整えることにより、優れた日本語教師を養成・確保して、我が国の日本語教育の質を向上させることを目的に創設されることを踏まえ、「日本語教育機関の告示基準」第 1 条第 1 項第 13 号の教員要件を満たす現職日本語教師等が公認日本語教師の資格取得を希望する場合、原則として筆記試験合格及び教育実習履修・修了の要件を満たした上で資格を取得することとするとされた。
- 日本語教師の資格取得から登録に当たっては、これまでの日本語教師の養成の教育内容、既存の民間試験の出題範囲や受験者及び合格者の状況、現職者の実務経験年数等の状況、養成、日本語教師の勤務形態に加え、コロナ禍における 2 年半にわたる留学生の入国制限の中で日本語教師の確保が困難な状況となっている現状などを踏まえ、制度開始時の日本語教師の質的・量的な確保に配慮しつつ、一定の要件を満たす現職日本語教師等について、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるよう、また、日本語教師の学び直しの観点もあわせて、筆記試験や教育実習の免除を含めた経過措置を設ける。
- 具体的には、次のいずれかの要件を満たす場合には、登録に当たっての経過措置期間は、それぞれに示す通り筆記試験や教育実習を免除することを検討する。
 - ・ 日本語教師の養成において求められる資質・能力を身に付けるため、平成 31 年審議会報告において示された「必須の教育内容」50 項目を踏まえたカリキュラムの見直しなどに取り組む大学等養成機関の実態を踏まえるとともに、これまでの日本語教師養成の実績などを前提に、制度開始前に、指定日本語教師養成機関に求められる教育内容等と同等のものを履修した者、又は在籍中の者について、大学等養成機関における科目が 3 領域・5 区分・15 下位項目のうち、「必須の教育内容」を含み必要な科目の履修及び修了が認められた者は筆記試験の一部と、一定の実務経験を有する現職者については教育実習の免除が可能となるような措置を検討する。（資料 2：C ルート）

- ・ 経過措置期間中において、現職日本語教師の要件を満たし、かつ、法務省告示校などの一定の質が担保された機関に一定期間以上勤務している者は、実務的な経験を有することから教育実習は免除されることを検討する。質が担保された現職日本語教師について、法務省告示校のほか、大学留学生センターや大学の留学生別科、学部での指導に当たる日本語教師、企業等で指導経験が豊富な日本語教師なども含めて十分な経験を有する者の要件などを検討する。（資料2：Dルート）
- ・ 日本語教育能力に関する民間試験のうち、その筆記試験の出題範囲と、平成12年「日本語教育のための教員養成について」（文化庁日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）、及び平成31年文化審議会国語分科会報告で示された基礎的な知識及び技能としての「必須の教育内容」との適合性や、当該民間試験実施からの経過期間等を勘案し、当該試験の合格をもって新たな試験で確認する基礎的な知識及び技能と同等の能力を身に付けていると判断され、質が担保された日本語教育機関で勤務する現職者については、平成12年報告及び31年報告以降に新たに加えられた教育内容や、近年の状況変化を踏まえ習得が必要と考えられる講習を受け修了することで、筆記試験の全部又は一部免除を検討する。
- ・ その場合、有識者により、当該民間試験と、平成12年及び平成31年で提示された3領域5区分の教育内容を踏まえた分析・評価を行うとともに、それらを踏まえた講習の範囲や修了方法などの検討を行う。
- ・ 講習については、例えば、従来はなかった「著作権」「日本語教育とICT」「日本語教師の資質・能力」などの教育内容や、近年の状況変化を踏まえて最新の動向の把握が求められる「在留外国人施策」「日本語教育プログラムの理解と実践」「コースデザイン」などの内容等については一定の講習を受講することなども検討する。（資料2：E、Fルート）

4. その他検討事項

- 登録日本語教員の情報の活用の在り方
- 日本語教師を対象とした研修の在り方
 - ・ 日本語教育機関の教育の質の維持向上の観点から登録日本語教員となった教師のキャリアアップについては、日本語教育機関の教育の質を担保するためにも重要である。登録日本語教員が認定日本語教育機関において、継続的に自己研鑽が可能となるよう、認定機関における組織的な研修機会の確保の在り方として、認定の基準において、自己点検評価の項目に研修計画などを記載するなどの仕組みを検討する。
 - ・ 資格を取得した後もキャリアアップを図り、専門性を高めて様々な場で活躍できるような在り方を検討する。また、登録日本語教員への研修だけでなく、日本語教育人材全体の資質能力の向上が必要であることに留意した仕組みとする。

※登録日本語教員の資格保有者については、認定を受けた日本語教育機関以外の場でも活用を推進する方策を検討する。

(別紙) 試験実施体制

主な項目	指定試験実施機関
機関の位置付け	文部科学大臣に代わって資格試験を行う機関
機関の数	1 機関
指定機関の種類	法人（法人の要件についての詳細は今後検討）
指定の要件	以下の全ての要件を満たす場合にのみ試験実施機関として指定 ①法令に定める試験科目の全てについて試験を行うこと ②法令に定める要件を満たした試験委員が試験の問題の作成、採点を行うこと ③資格試験業務の専任の部門を置くこと ④試験の信頼性を確保するための措置が取られていること
試験委員の適性	試験委員は次のいずれかに関する知識経験を有するものとする。 ①学校教育法による大学・短期大学等において日本語教育及びその関連領域に関する科目を担当する教授・准教授の職にある者、又はあった者 ②一定年数以上専任の日本語教師の職に従事した経験等を有する者 ③①②と同等以上の知識及び経験を有する者
適合命令等	・文部科学大臣は、機関が法令で定める指定の要件に適合しなくなった場合には、当該機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置を命じることができる。 ・文部科学大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該機関に対し、業務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。
指定の取消し	・文部科学大臣は、機関が法令で定められた欠格条項に該当した場合には、指定を取り消さなければならない。 ・文部科学大臣は、機関が一定の要件に該当する場合には、指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
報告等	文部科学大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、機関に対し、業務に関する必要な報告を求めることができるほか、担当省庁の職員に当該機関の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類などを検査させることができ、又は関係者に質問させることができる。